

答 申 第 2 0 号

平成 18 年 10 月 17 日

仙台市長 梅原 克彦 様

仙台市情報公開審査会

会長 佐 藤 宏

仙台市情報公開条例第 1 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 1 8 年 4 月 1 9 日付建下路第 5 4 号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり
答申いたします。

記

諮問第 3 5 号 「『 4 米川堀中田 3 丁目 - 先市道に架かる橋東側を拡幅した工事記録，平
成 1 0 年頃以降施工，施工理由，施工工事費，施工要望先』」の非開示決定に対
する異議申立て

答 申
(諮問第 3 5 号)

1 審査会の結論

仙台市長（以下「実施機関」という。）が、異議申立人（以下「申立人」という。）が行なった公文書開示請求に係る公文書を不存在のため非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、仙台市情報公開条例（平成 12 年仙台市条例第 80 号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が平成 1 8 年 2 月 2 4 日付で行った『『 4 米川堀 中田 3 丁目 - 先市道に架かる橋東側を拡幅した工事記録，平成 1 0 年頃以降施工，施工理由，施工工事費，施工要望先』』等の開示請求に対して、実施機関が平成 1 8 年 3 月 2 7 日付で本件開示対象公文書が不存在であることを理由として非開示決定処分を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書に記載のとおりである。（別添 1・2 参照）

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は、おおむね理由説明書に記載のとおりである。（別添 3 参照）

5 審査会の判断

（ 1 ） 文書の保存期間及び廃棄の手続について

仙台市における文書の保存種別及び保存期間は、文書取扱規程（昭和 44 年仙台市訓令第 9 号）第 13 条第 2 項第 1 号の規程により、具体的には「仙台市文書分類表」（以下「文書分類表」という。）に基づき、決定される。文書分類表に拠ると、通常橋梁の拡幅工事に係る公文書は、文書分類・N（土木）2 1 0 のうち、5 年保存の第 3 種文書「道路，橋梁維持補修工事関係書」にあたるものであると認定される。

また、仙台市の「文書事務の手引き」中、第 1 編第 6 章第 4 節においては、保存期間を経過した文書を廃棄するときは「保管文書廃棄報告書」を作成のうえ、文書法制課長，区総務課長または総合支所総務課長に送付し、速やかに廃棄することとなっている。

（ 2 ） 本件対象公文書について

実施機関としては、前述のとおり文書分類・N（土木）2 1 0 の 5 年保存ということから、開示請求日時点において、対象公文書は存在しないと考えている。

一方、開示請求書の記載及び本件異議申立てにおける申立人の主張の趣旨から、申立人は、具体的に、当該工事を施工するに至った経緯の分かる文書（関係者からの要望書又は施工の必要性が確認できる起案書等）あるいは実際に当該工事にかかる経費が分かる文書（支出関係書等）などが対象公文書として存在していると考えていることが窺える。

(3) 本件対象公文書の不存在について

ア 申立人は、当該工事は3週間以上の期間を要するものであって簡単な工事などではなく、その工事に関する記録が無いということは納得できかねるという旨主張する。

イ これに対し、実施機関は、当審査会において、本件対象公文書の探索経過について、次のとおり詳細な説明を行っている。

すなわち、管路管理センターが従前に当該橋を管理していた仙台市経済局から平成14年5月に米川堀の管理引継を受けた際に収受した「機能管理引継書」には当該工事の内容を示す記録は無かったが、添付の現況写真の状況から引継前に当該工事が施工されていることは明らかであった。そのため、経済局が所管していた当時、当該工事に関係した可能性のある課、職員、関係団体に問い合わせを行なった。考えられる関係課については平成6年度まで遡り、職員については異動のみならず退職した者も含めて可能な限り追跡し、また、農業用水路として米川堀が使用されていた際の実質的な管理を行っていた名取土地改良区の当時の担当者に至るまで探索範囲を広げたが、有益な情報は得られなかったとのことであった。

さらに、最も関係が深いと思われる課に対しては文書で照会し、経済局農林部農林土木課からは、本件対象公文書の存在は確認できなかったとの回答を得ており、太白区建設部公園課からは、平成6年度において当該工事に類する工事が施工されたようではあるが、当該工事関係書については5年の保存期間が経過しており請求日時点において不存在であるとの回答を得ている。また、申立人が言うところの「平成10年頃以降」の工事については、施工の事実の確認すらできないことが口頭により伝えられている。

ウ また、そもそも、本件の実施機関である管路管理センターにおいても、経済局から米川堀管理の引継を受けた平成14年5月以降、下水道管理部門で当該工事またはこれに類する工事は行われていないことは確認されている。

エ なお、太白区内において平成6年度から平成10年度頃までに施工された「道路、橋梁維持補修工事関係書」について当審査会が太白区道路課に確認したところ、以下の説明があった。すなわち、仮に当該工事を太白区建設部が施工したとしても、この類の工事は単件で発注することはなく、一定期間に行われると予想される相当数の軽易な工事を事前に包括的に発注し、完了検査ののちにまとめて精算払いするという方法をとるのが通常の施工方法となる。そのため、これらの工事関係書が保存期間を経過したため廃棄される場合には、編集簿冊名である「道路、橋梁維持補修工事関係書」という名称のみが「保管文書廃棄報告書」に記載されるので、当該工事にかかる文書がその中に含まれていたか否かについては、廃棄後は確認する方法がなく、本件対象公文書の存在及び廃棄の事実ともに確認することはできないというものである。

オ したがって、そもそも開示請求日時点において実施機関に本件対象公文書が存在しないとの実施機関の主張は、当該工事に係る個別の文書を廃棄した等の事実を確認した結果に拠るところではないものの、その結論に至る探索の経過には特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審 査 会 の 処 理 経 過

(諮問第35号)

年 月 日	内 容
平成18.4.19	・ 諮問を受けた
18.5.11	・ 実施機関（建設局下水道管理部管路管理センター）から理由説明書を受理した
18.5.19	・ 異議申立人から意見書を受理した
18.6.30 （平成18年度第2回 情報公開審査会）	・ 実施機関（建設局下水道管理部管路管理センター）から意見を聴取した ・ 諮問の審議を行った
18.7.28 （平成18年度第3回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った
18.8.31 （平成18年度第4回 情報公開審査会）	・ 諮問の審議を行った